

議案第27号

守口市自転車駐車場条例の一部を改正する条例案

守口市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成30年6月8日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

守口市自転車駐車場条例（平成17年守口市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
第1条 略			第1条 略		
(名称、位置及び構造)			(名称、位置及び構造)		
第2条 略			第2条 略		
名称	位置	構造	名称	位置	構造
略			略		
大日駅西自転車駐車場	略		大日駅西自転車駐車場	略	
			<u>守口駅本町第2自転車駐車場</u>	<u>守口市本町2丁目83番の5先</u>	<u>屋外型</u>
略			略		
太子橋今市駅自転車駐車場	略		太子橋今市駅自転車駐車場	略	
			<u>守口市駅西自転車駐車場</u>	<u>守口市寺内町2丁目94番地</u>	<u>屋内型</u>
			<u>守口駅八島自転車駐車場</u>	<u>守口市竜田通1丁目32番の1</u>	<u>屋内型</u>

略	
太子橋今市駅自転車駐車場	略

略		略					
守口市駅西自転車駐車場	自転車	<u>2,000</u> 円	<u>5,500</u> 円	<u>1,800</u> 円	<u>5,000</u> 円	<u>1,000</u> 円	<u>2,750</u> 円
	自転車	一時使用 1日1回150円					
守口市八島自転車駐車場	自転車	<u>2,000</u> 円	<u>5,500</u> 円	<u>1,800</u> 円	<u>5,000</u> 円	<u>1,000</u> 円	<u>2,750</u> 円
	原動機付自転車	<u>2,300</u> 円	<u>6,400</u> 円	<u>2,300</u> 円	<u>6,400</u> 円	<u>1,150</u> 円	<u>3,200</u> 円

備考 略

備考 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 守口駅本町第 2 自転車駐車場、守口市駅西自転車駐車場及び守口駅八島自転車駐車場に係る指定管理者の指定並びにこの条例による改正後の守口市自転車駐車場条例第 4 条、第 6 条、第 7 条及び第 10 条に規定する定期使用の承認及びこれに係る使用料徴収その他必要な行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。